（仮称）仙台市自殺対策計画の基本理念について

第３回仙台市自殺対策連絡協議会

資料１－２

平成30年10月16日

１.骨子案における基本理念（案）

一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いに多様性を認め合い、誰も自死に追い込まれることのない街―仙台―の実現

２.自殺総合対策大綱（厚生労働省）における基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」

３.他都市の例

（１）モデル市町村（厚生労働省、市町村自殺対策計画策定に係る支援の手引より）

　①長野県松本市（人口約２４万人）　平成３０年３月策定

　　「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」

　②北海道帯広市（人口約１７万人）　平成３０年３月策定

　　市民一人ひとりが、主体的に生活の質の向上に努め、健康づくりを進める社会環境を整備することにより、健康寿命を延ばし、健やかで心豊かに生活できるまちづくり

（２）他の指定都市（平成２９年度策定）

　①神奈川県川崎市（人口約１５０万人）　平成３０年３月策定

　　学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現

　②岡山県岡山市（人口約７１万人）　平成３０年３月策定

　　「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」

　　　～気づき・つながる・いのちのプラン～

（参考）宮城県自死対策計画中間案（平成３０年８月）

［自死対策の基本的な方針］

　・東日本大震災からの復興を推進する

　・生きることの包括的な支援を推進する

　・関係機関・施策が連携し総合的な取組を推進する

　・実践と啓発を両輪として推進する

　・各主体の役割の明確化と連携・協働を推進する